

地方分権改革に関する提案募集（国の対応状況）について

平成29年12月21日
本 部 事 務 局

国の地方分権改革有識者会議（12月1日）において、地方からの提案等に関する対応方針（案）が示されました。関西広域連合から行った提案のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分されていた2項目の対応状況については、以下のとおりとなっております。

1 連合提案の対応状況

回答結果	項目数	提案項目
提案と異なる措置	1	① 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲
実現できなかったもの	1	② 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃
計	2	

2 対応方針（案）における具体的な記載

① 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲

【国土交通省】

道路運送法（昭26法183）

一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる（施行規則2条2項）ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。

【参考：「一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲」に係る協議経過】

提案内容	<u>道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（貸し切りバスを除く）に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。</u>
所管省庁の1次回答	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、（中略） <u>許認可等権限は国に存置する必要がある。</u>
所管省庁の1次回答に対する広域連合意見	（前略） 路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がる場合の申請書等の提出は、その事件の主として関する土地を管轄する運輸局に提出すれば足りる（道路運送法施行規則第2条第2項）とのことであるが、個別に手続きをとるよう指導している運輸局もある。

3 今後のスケジュール

近日中に、対応方針（案）が閣議決定される見込み。